

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：（１）農地所有適格法人の要件の追加（拡充）
（２）農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）
（３）農業経営発展計画に係る特例（緩和）
（４）農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）
（５）農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

規制の区分：新設、改正、（拡充）、（緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経営局農地政策課、農村振興局農村計画課

評価実施時期：令和5年11月～令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

我が国は、食料供給の約6割を輸入に依存しているが、近年、気候変動や国際情勢の変化等により世界の食料需給が不安定化するとともに、国内においては、農業従事者及び農地面積の減少等により食料生産基盤・食料供給力の弱体化の懸念がある中で、今回の規制の拡充等が実施されなければ、農地の適正・有効利用が図られず、農地の担い手である農地所有適格法人の経営発展が進まないおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(1) 農地所有適格法人の要件の追加（拡充）

【課題及びその発生原因】

株式会社である農地所有適格法人が増加する中、拒否権付株式を発行している場合において、法人の業務執行が拒否権付株式を保有する株主（農業関係者以外の者）の意向に沿って行われ、農地取得後に農業用水・農薬の使用で地域とのトラブルが生じ、所有農地が遊休化する懸念が生じている事例があるなど、当該株式に係る種類株主総会における議決権の過半を農業関係者以外の者が占めると、農業関係者を中心とした法人の意思決定が困難となる。

【規制以外の政策手段の内容】

耕作者主義の下、農業関係者を中心とした意思決定が行われることにより、農地を農業のために利用することを担保するという農地所有適格法人の要件の趣旨に鑑み、議決権要件をより明確化するものであるため、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

農地所有適格法人の議決権要件について、拒否権付株式に係る種類株主総会においても、農業関係者が議決権の過半を占めるべきこととする。

(2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）

【課題及びその発生原因】

転用許可をする場合には条件を付けることができるとされており、技術的助言として付すべき条件を通知しているが、多様な転用事業が行われる中、営農型太陽光発電（農地に支柱を立て、発電を行いつつパネルの下部で営農を行うもの。支柱部分について一時転用許可が必要）において、営農状況の報告がなされず、農地が適正に利用されない事態の発見が遅れた事例等が生じており、運用上付した条件の違反については是正措置を講じ難いといった声が地方自治体等から挙がっている。

【規制以外の政策手段の内容】

原因を解決するに当たっては、

- ① 申請者に対し申請時に周知するとともに、定期報告の期限前に通知する
- ② 都道府県知事等による行政指導を強化する

等の手段が考えられるが、

- ①は、申請件数が多いこともあり過大な行政負担がかかること
- ②は、法的拘束力がなく行政指導に従わない者も存在することから十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

農地転用許可をする場合は、当該農地転用が完了するまでの間はその実施状況について都道府県知事等に報告すること等の条件を付けることを義務付ける旨を法律上明確にする。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

ア 農地所有適格法人の要件に係る特例

【課題及びその発生原因】

物資又は役務の取引の相手方からの出資を通じて、経営発展を図ろうとする農地所有適格法人にあつては、農地法第2条第3項の農地所有適格法人の議決権要件により、農業関係者以外の者から十分に出資が受けられず、農業経営の発展の障壁となっている。

【規制以外の政策手段の内容】

農地所有適格法人の議決権要件については、法律で制限を設けているものであり、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

農業経営発展計画の認定を受けた農地所有適格法人は、農地所有適格法人の議決権要件について、農業関係者が議決権の過半を占めるべきとされているところを、農業関係者が1/3超の議決権を占め、農業関係者又は物資若しくは役務の取引の相手方が議決権の過半を占めることとして適用する。

イ 農地等の権利取得及び転用に係る特例

【課題及びその発生原因】

農業経営発展計画の認定を受けた者が、農地等の権利を取得する場合（転用を目的とする権利取得を含む。）又は農地を転用する場合には、農地法第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。一方、農業経営発展計画においては、農地等の権利を取得する場合又は農地を転用する場合には、当該計画の認定を受けなければならないこととしており、農地法に基づく事務手続との重複による負担が生じるため、当該計画に基づく取組が円滑に進まないおそれがある。

【規制以外の政策手段の内容】

農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画に従って措置を講ずるに当たり、農地法に基づく事務手続との重複を解消し、事務負担の軽減を図るものであるため、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

農業経営発展計画の認定を受けた者が当該計画に従って農地等の権利を取得する場

合（転用を目的とする権利取得を含む。）又は農地を転用する場合には、農地法第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。

（4）農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

【課題及びその発生原因】

農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画において、その農地等における営農計画を記載しているにもかかわらず当該農地等の権利を第三者へ移動させた場合、当該計画の達成に支障を及ぼすおそれがある。

【規制以外の政策手段の内容】

農地等の権利移動に係る許可要件は、法律で制限を設けているものであり、既存要件に追加する以外の手段では目的を達成することができない。

【規制の内容】

農業経営発展計画の認定を受けた者から第三者への農地等の権利移動（転用を目的とする権利移動を含む。）は、当該計画に当該権利移動が記載されて認定を受けている場合を除き不許可とする。

（5）農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

【課題及びその発生原因】

農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画に従って措置を講じず、認定要件等を満たしていないにもかかわらず農地所有適格法人の議決権要件の特例が適用されるおそれがある。

【規制以外の政策手段の内容】

農業経営発展計画の認定を受けた者から報告をさせること以外に国が取組状況を知る手段がないため、規制以外の政策手段を講ずることは困難である。

【規制の内容】

農業経営発展計画の認定を受けた者は、定期的に農林水産大臣に措置の実施状況等を報告しなければならないこととする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計

することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 農地所有適格法人の要件の追加（拡充）

【遵守費用】

株式会社である農地所有適格法人が農地法第3条第1項の許可申請及び同法第6条の報告をする場合に、拒否権付株式を保有する者の氏名又は名称及び議決権の記載が追加的に必要となるが、当該申請又は当該報告に際し、1件当たり数分の追加作業時間しか発生しないと考えられるため、遵守費用の増加はほぼ想定されない。

【行政費用】

拒否権付株式を発行する農地所有適格法人から農地法第3条第1項の許可申請又は同法第6条の報告を受けた農業委員会は、確認項目に上記の記載事項が加わるものの、追加的な事務処理時間は1件当たり数分しか発生しないと考えられるため、行政費用の増加はほぼ想定されない。

(2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）

【遵守費用】

本措置は、これまで運用で付けることとしていた許可の条件について、法律において明確化するものであり、転用許可を受けた者が負担することになる新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

これまで運用で付けることとしていた許可の条件について、法律において明確化するものであり、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

【遵守費用】

農業経営発展計画に、物資又は役務の取引の内容、取引の相手方からの出資の内容、申請者に係る農用地に関する事項等を記載する必要がある。当該事項の記載に10時間を要するとした場合、1件当たり22千円の遵守費用が発生すると見込まれる。

【積算の考え方】

○令和4年賃金構造基本統計調査

一般労働者の賃金（令和3年）：307,400円/月

○労働統計要覧（令和4年度）

実労働時間（令和3年）：142.4時間

⇒307,400円÷142.4時間×10時間=21,587円≒22千円

※なお、労働統計要覧の最新データが令和3年のものであるため、賃金も同年の数値を採用。

【行政費用】

ア 農地所有適格法人の要件に係る特例

農業経営発展計画の認可権者である農林水産大臣は、当該計画の認定に当たって、講ずる措置等の妥当性、取引の相手方の適格性、農地等の権利移動及び転用が当該計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと等を確認する必要がある。当該確認に3時間を要するとした場合、1件当たり9千円の行政費用が発生すると見込まれる。

【積算の考え方】

○令和3年国家公務員給与実態調査

平均給与月額（行政職俸給表（一））：407,153円/月

○労働統計要覧（令和4年度）

実労働時間（令和3年）：142.4時間

⇒407,153円÷142.4時間×3時間=8,578円≒9千円

※なお、労働統計要覧の最新データが令和3年のものであるため、賃金も同年の数値を採用。

イ 農地等の権利取得及び転用に係る特例

農業経営発展計画の認可権者である農林水産大臣は、当該計画の認定に当たって、農地等の権利取得又は転用が農地法の許可要件に該当することを、農業委員会又は都道府県知事等に協議し、その同意を得る必要がある。当該協議に3時間を要するとした場合、1件当たり9千円の行政費用が発生すると見込まれる。

【積算の考え方】

○令和3年国家公務員給与実態調査

平均給与月額（行政職俸給表（一））：407,153円/月

○労働統計要覧（令和4年度）

実労働時間（令和3年）：142.4時間

⇒407,153円÷142.4時間×3時間=8,578円≒9千円

※なお、労働統計要覧の最新データが令和3年のものであるため、賃金も同年の数値を採用。

（4）農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

【遵守費用】

農地等の権利移動の不許可要件を追加することに伴い、申請者（第三者）は、農業経営発展計画の認定を受けた者から、農林水産大臣へ提出した当該計画の写しを受領し、農業委員会への許可申請時に当該写しを添付することとなるものの、作成済みの計画の写しを受領するのみであるため、遵守費用の増加はほぼ想定されない。

【行政費用】

農地等の権利移動の不許可要件を追加することに伴い、農業委員会は、当該計画に当該権利移動が記載されて認定を受けていることを確認することとなるものの、追加的な事務処理時間は1件当たり数分しか発生しないと考えられるため、行政費用の増加はほぼ想定されない。

(5) 農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

【遵守費用】

農業経営発展計画の定期報告の記載事項に、措置の実施状況、出資の状況等の事項を記載することが見込まれる。当該事項の記載等に3時間を要とした場合、1件当たり6千円の遵守費用が発生すると見込まれる。

【積算の考え方】

○令和4年賃金構造基本統計調査

一般労働者の賃金（令和3年）：307,400円/月

○労働統計要覧（令和4年度）

実労働時間（令和3年）：142.4時間

⇒ $307,400 \text{円} \div 142.4 \text{時間} \times 3 \text{時間} = 6,476 \text{円} \approx 6 \text{千円}$

※なお、労働統計要覧の最新データが令和3年のものであるため、賃金も同年の数値を採用。

【行政費用】

農業経営発展計画の認可権者である農林水産大臣は、当該計画の認定を受けた者からの定期報告を受け付けた場合には、措置の実施状況、出資の状況等が当該計画の認定要件を満たしているか等を確認する必要がある。当該確認に1時間を要とした場合、1件当たり3千円の行政費用が発生すると見込まれる。

【積算の考え方】

○令和3年国家公務員給与実態調査

平均給与月額（行政職俸給表（一））：407,153円/月

○労働統計要覧（令和4年度）

実労働時間（令和3年）：142.4時間

⇒ $407,153 \text{円} \div 142.4 \text{時間} \times 1 \text{時間} = 2,859 \text{円} \approx 3 \text{千円}$

※なお、労働統計要覧の最新データが令和3年のものであるため、賃金も同年の数値を採用。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリ

ングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

③に記載のとおり。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) 農地所有適格法人の要件の追加（拡充）

本措置は、農地所有適格法人の要件の趣旨に即して農業関係者を中心とした法人の意思決定を確保するものであり、この措置を講ずることにより、農業関係者以外の者による法人の意思決定により、農地の不適正利用が行われる事態を防止することができる。

(2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）

運用での手続が法定化されることにより、転用許可を受けた者が許可条件を遵守することが見込まれるとともに、許可権者が、法定化された条件の違反を根拠として是正措置を講じやすくなることを見込まれる。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

申請者である農地所有適格法人が、農業経営発展計画の認定を受けることで、議決権要件の緩和により、出資による資金調達を柔軟に行うことができ、農業経営の発展が期待されるほか、農地法に基づく権利取得等の許可がみなされることにより、

- ・ 農地法に基づく許可に要する申請書類の作成費用が1件当たり22千円削減
- ・ 農業委員会又は都道府県等への許可申請の負担が軽減
- ・ 許可権者である農業委員会又は都道府県知事等については、農業経営発展計画の審査に係る農林水産大臣からの協議とは別に農地法に基づく許可に係る申請がなされる状況と比較して、申請書類の受付、要件の確認及び許可に要する行政費用が1件当たり8千円削減

といった効果が見込まれる。

【積算の考え方】

<申請者の申請に係る費用>

○農業経営発展計画と同程度の作成時間を要すると仮定

○③と同様の考え方

⇒22千円

<許可権者の許可事務に係る費用>

○事務手続に3時間を要すると仮定

○令和3年地方公務員給与実態調査

給与月額合計（一般行政職）：402,948円/月

○労働統計要覧（令和4年度）

実労働時間（令和3年）：142.4時間

⇒402,948円÷142.4時間×3時間=8,489円≒8千円

（4）農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがある農地等の権利移動が制限され、農業経営の発展のための取組の促進が期待される。

（5）農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

農業経営発展計画の認定権者である農林水産大臣が、認定を受けた者の取組状況を定期的に確認できるようになり、農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（3）農業経営発展計画に係る特例（緩和）

⑤に記載のとおり。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

⑤に記載のとおり。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 農地所有適格法人の要件の追加（拡充）

一部の農地所有適格法人については、拒否権付株式の株主構成の見直しが必要となるとともに、仮に、当該株主構成の変更をしない場合には、農地所有適格法人の要件を満たさなくなるため、所有農地を売却し、使用貸借又は賃借の契約を解除し農地法第3条第3項第1号に規定する条件が付けられた契約を締結し直す必要が生じることとなる。

一方、本措置により農業関係者を中心とした法人の意思決定が担保され、不適正な農地利用が防止されることとなれば、当該農地所有適格法人の農業経営の改善、ひいては国民への食料の安定供給につながることを期待される。

(2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）

転用許可の際に必ず付けられる条件が法律上明確になることにより、申請者一許可権者間のトラブルが軽減され、許可権者による許可条件違反者に対する指導などの行政負担の軽減や、転用行為がより確実に申請通りに行われるようになることが期待できる。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

農地所有適格法人の議決権要件が緩和されるとともに、農業経営発展計画の認定をもって、農地法に基づく農地等の権利取得及び転用の許可がみなされ、事務負担が軽減されることとなるため、

① 認定を受けた法人が出資による資金調達を柔軟に行うことができること

② 申請者及び地方公共団体の事務負担を低減すること

により、農業経営の発展を図る取組の促進、ひいては国民への食料の安定供給が図られる。

(4) 農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

農業経営発展計画の認定を受けた者が、農地等の権利を第三者へ移動しようとする場合は、当該計画の変更が必要となるため、当該計画の認定を受けた者は11千円程度、認定者である農林水産省は1件当たり9千円程度の費用の発生が見込まれる。

【積算の考え方】

＜計画認定を受けた者の変更に係る費用＞

○変更申請の書類作成に要する時間は、新規作成の半分（5時間）と仮定

⇒11千円（③（3）参照）

＜認定者の認定事務に係る費用＞

○変更認定であっても、計画全体として整合性が取れているかを確認するため、認定に要する費用は、新規認定と同じとする。

⇒9千円（④（3）参照）

(5) 農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施が確保され、農業経営の発展を図る取組の促進、ひいては国民への食料の安定供給が期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(1) 農地所有適格法人の要件の追加（拡充）

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

行政費用の発生はほぼ想定されない。

【効果（便益）】

定量化は難しいものの、本措置により農業関係者を中心とした法人の意思決定が担保されることで、農業関係者以外の者による法人の意思決定に起因する不適正な農地利用が防止されることが期待される。

以上から、明らかに効果が費用より大きいものと考えられる。

(2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）

【遵守費用】

遵守費用の発生はほぼ想定されない。

【行政費用】

行政費用の発生はほぼ想定されない。

【効果（便益）】

定量化は難しいものの、本措置により申請者－許可権者間のトラブルの軽減が確保されることで、仮に許可権者である都道府県等を相手方とした訴訟を防止することとなれば、行政負担が軽減されるといった効果が期待される。

以上から、明らかに効果が費用より大きいものと考えられる。

(3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）

【遵守費用】

1件当たり22千円の遵守費用が発生すると見込まれる。

【行政費用】

農地所有適格法人の要件に係る特例について1件当たり9千円、農地等の権利取得及び転用に係る特例について1件当たり9千円の行政費用が発生すると見込まれる。

【効果（便益）】

申請者である農地所有適格法人が、議決権要件の緩和により、出資による資金調達が柔軟に行うことができ、農業経営の発展が期待される。

また、申請者は、農地法に基づく許可に要する書類の作成費用が1件当たり22千円削減されることに加え、農業委員会又は都道府県知事等への許可申請の負担が軽減されることが見込まれる。また、許可権者である農業委員会又は都道府県知事等は、同法に基づく許可申請に係る事務手続に要する費用が1件当たり8千円削減されることが見込まれる。

以上から、農業経営の発展が期待される効果が見込まれるほか、全体として申請者及び許可権者の負担軽減に繋がる措置であるため、本措置は妥当な措置であると考え

られる。

(4) 農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

【遵守費用】

1件当たり11千円の遵守費用が発生すると見込まれる（副次的な影響）。

【行政費用】

1件当たり9千円の行政費用が発生すると見込まれる（副次的な影響）。

【効果（便益）】

定量化は難しいものの、本措置により農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがある農地の権利移動が制限されることで、農業経営の発展を図る取組の促進が期待される。

以上から、遵守費用及び行政費用が発生するものの、農業経営の発展が期待される効果が見込まれ、規制の創設による負の影響等も想定されないため、本措置は妥当な措置であると考えられる。

(5) 農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

【遵守費用】

1件当たり6千円の遵守費用が発生する。

【行政費用】

1件当たり3千円の行政費用が発生する。

【効果（便益）】

定量化は難しいものの、本措置により農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施が確保されることで、当該計画に従って措置を講じていないとして当該計画の認定を取り消される事態が防止されることが期待される。

以上から、遵守費用及び行政費用が発生するものの、農業経営の発展が期待される効果が見込まれ、規制の創設による負の影響等も想定されないため、本措置は妥当な措置であると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション

(度合い)を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(1) 農地所有適格法人の要件の追加(拡充)

【代替案の内容】

拒否権付株式以外の種類株式に係る種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めることとする。

【規制案と代替案の比較】

本措置の目的は、農業関係者を中心とした法人の意思決定の確保であり、当該目的と関係性の乏しい種類株式についても要件を追加することは、申請又は報告をする農地所有適格法人及び書類の確認をする農業委員会の双方にとって、負担が過大となる。

(2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化(拡充)

【代替案の内容】

許可条件の明確化にとどめ、義務付けはしない。

【規制案と代替案の比較】

許可条件が法律上明確になることにより、申請者と許可権者の双方にとって、付ける可能性のある許可条件が明らかとなる一方、必ず当該条件が付いているかどうかは不明確であるため、許可条件を明確化するだけでは効果が十分に得られない。

(3) 農業経営発展計画に係る特例(緩和)

ア 農地所有適格法人の要件に係る特例

【代替案の内容】

農業関係者が占めるべき議決権の要件は設けず、農業関係者又は物資若しくは役務の取引の相手方が議決権の過半を占める要件のみとする。

【規制案と代替案の比較】

議決権の水準が変わるだけであり、遵守費用及び行政費用については、規制案と同等と考えられる。一方、議決権の水準については、農地所有適格法人の要件の趣旨を没却するようなものとなつてはならないため、議決権要件を緩和するとしても、農業関係者を中心とした法人意思決定が行われることが担保される水準とする必要がある。

このことを踏まえると、代替案については、農業関係者の議決権割合が1/3以下となり、特別決議事項(議決権の2/3以上の多数をもって決議)が農業関係者以外の者により決議されるおそれがあるため、代替案よりも規制案の方が適切である。

イ 農地等の権利取得及び転用に係る特例

【代替案の内容】

農地法に基づく農地等の権利取得及び転用の許可に係る手続と、農業経営発展計画の手続の重複を解消するものであり、代替案は想定されない。

(4) 農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）

【代替案の内容】

農業経営発展計画の達成に支障を及ぼす農地等の権利移動を制限するものであり、代替案は想定されない。

(5) 農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）

【代替案の内容】

農業経営発展計画の認定を受けた者が、当該計画に従って措置を講じず、認定要件等を満たしていないにもかかわらず、農地所有適格法人の議決権要件の特例が適用されるおそれがないかを確認する手段であり、代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法施行後5年後を目処に事後評価を実施

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- (1) 農地所有適格法人の要件の追加（拡充）
- (2) 農地転用に係る許可条件の明確化・義務化（拡充）
農用地区域内の農地面積
- (3) 農業経営発展計画に係る特例（緩和）
- (4) 農業経営発展計画の認定を受けた者に係る農地等の権利移動の制限（新設）
- (5) 農業経営発展計画の認定を受けた者の定期報告義務（新設）
農業経営発展計画の認定件数